

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	営業等の禁止	
根拠法令名	食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)	(条項)第 60 条、第 61 条 準用:第 68 条第 1 項、第 3 項
	食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)	(条項)第 55 条、第 56 条 準用:第 62 条第 1 項、第 3 項
基準法令名		(条項)
所 管 部 署	健康福祉部 保健所衛生課 食品指導係	

【処分基準】・文書の名称【 大津市食品衛生関係行政処分取扱要領 】

・掲載図書等

・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載

大津市食品衛生関係行政処分取扱要領

第3 行政処分等の基準

この要領では法第 59 条から第 61 条まで(法第 68 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第 123 号。以下「政令」という。)附則第 2 条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができることとされた場合においては、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧法」という。)第 54 条から第 56 条まで(旧法第 62 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))並びに法第 81 条から第 83 条まで、第 85 条、第 87 条及び第 88 条(政令附則第2条の規定により当該営業を行うことができることとされた場合においては、旧法第 71 条から第 73 条まで、第 75 条、第 77 条及び第 78 条)の罰則を適用する場合の告発等の取扱いについて規定し、処分の基準は別表第 1 のとおりとし、その適用は次のとおりとする。

(4) 営業等の禁止(法第 60 条及び第 61 条(法第 68 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、旧法第 55 条及び第 56 条(旧法第 62 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))

営業等の禁止は、食品衛生上の危害を除去するまでの期間を予測することができない場合、又は営業許可を取り消すまでに至らないが違反行為が重大な場合に、営業等の全部又は一部について行うものとする。

第7 営業施設に対する命令

営業許可の取消し及び営業等の禁止若しくは停止は、違反内容が確定したときに、別表第2により処分の内容を決定する。

参 考

[根拠法令]

- ・食品衛生法(以下「法」という。)
- ・食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧法」という。)

法第 60 条 都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 8 条第 1 項、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 25 条第 1 項、第 26 条第 4 項、第 48 条第 1 項、第 50 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 52 条第 2 項若しくは第 53 条第 1 項の規定に違反した場合、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合、第 55 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するに至った場合又は同条第 3 項の規定による条件に違反した場合においては、同条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

法第 61 条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第 54 条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第 55 条第 1 項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

法第 68 条 第 6 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条から第 20 条まで(第 18 条第 3 項を除く。)、第 25 条から第 61 条まで(第 51 条、第 52 条第 1 項第 2 号及び第 2 項並びに第 53 条を除く。)並びに第 63 条から第 65 条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第 12 条中「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。)」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。)」と読み替えるものとする。

3 第 15 条から第 18 条まで、第 25 条第 1 項、第 28 条から第 30 条まで、第 51 条、第 54 条、第 57 条及び第 59 条から第 61 条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

旧法第 55 条 都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 8 条第 1 項、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 25 条第 1 項、第 26 条第 4 項、第 48 条第 1 項、第 50 条第 2 項、第 50 条の 2 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項若しくは第 50 条の 4 第 1 項の規定に違反した場合、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合、第 52 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するに至った場合又は同条第 3 項の規定による条件に違反した場合においては、同条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

旧法第 56 条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第 51 条の規定による基準に違反した合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第 52 条第 1 項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

旧法第 62 条 第 6 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条から第 20 条まで(第 18 条第 3 項を除く。)、第 25 条から第 56 条まで(第 50 条の 2、第 50 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 2 項並びに第 50 条の 4 を除く。)並びに第 58 条から第 60 条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第 12 条中「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。)」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。)」と読み替えるものとする。

3 第 15 条から第 18 条まで、第 25 条第 1 項、第 28 条から第 30 条まで、第 50 条の 2、第 51 条及び第 54 条から第 56 条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。